

地方公共団体における 個人情報保護制度に関する意見

2020年9月7日

経団連 産業技術本部

I. Society 5.0実現に向けたデータ利活用

1. Society 5.0実現とDX
2. 個人情報保護に関する規律統一の重要性

II. 地方公共団体の制度に関する認識と事例

1. 地方公共団体における規律の差異
2. 2000個問題の「問題」
3. 個人データ利活用の妨げとなる事例

III. 中間整理に記載の〈主な論点〉に対する意見

〈主な論点〉に対する意見

I . Society 5.0実現に向けた データ利活用

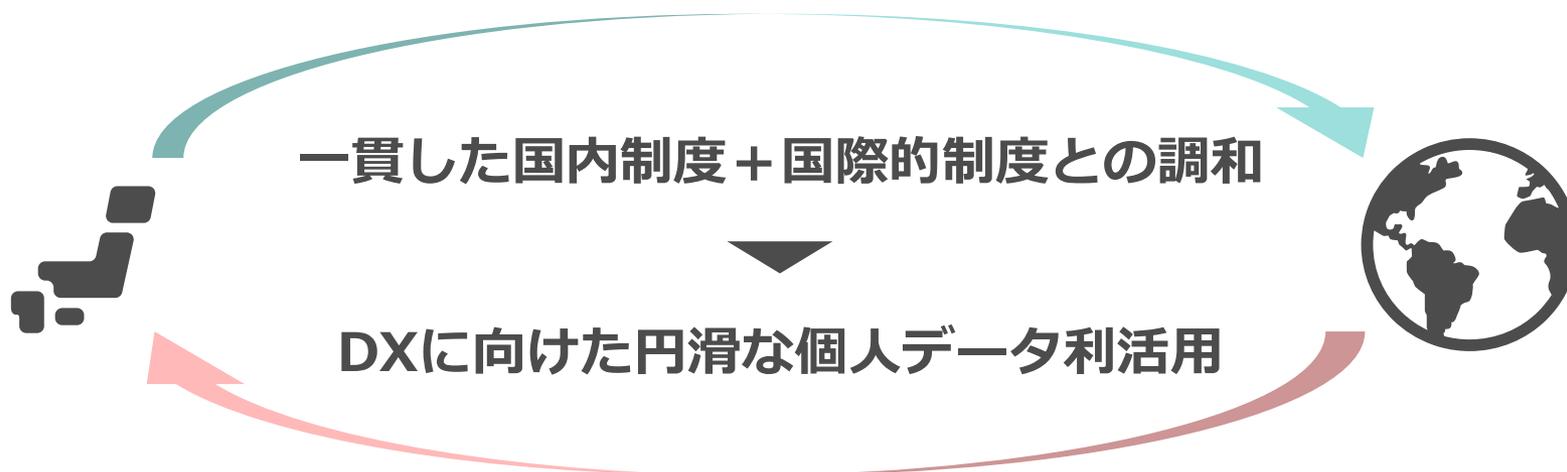
1. Society 5.0実現とDX

- ✓ 現在我々が直面する新型コロナウイルス感染症対応をはじめ、世界にはさまざまな課題が山積しており、経済成長と持続可能性の両立が不可欠。
- ✓ こうしたなか、**経団連はかねて「Society 5.0」のコンセプトを提唱。**
- ✓ **DX（デジタル革新）**と多様な人々の想像力・創造力の融合によって、価値創造と課題解決を実現。



2. 個人情報保護に関する規律統一の重要性

- ✓ DX（デジタル革新）の実現にむけては、デジタル技術の活用に加えて、さらなるデータ利活用の促進が大きな鍵。
- ✓ 本検討会において述べてきたとおり、個人情報を円滑に取扱うためには、**官民が同一の規律のもとにおかれること**がきわめて重要。情報を保有する主体によって規律が異なるべきではない。
- ✓ また、グローバルに事業や共同研究を行ううえでは、国内の個人情報保護制度の一貫性のみならず**国内制度とGDPR等国際的制度との調和**も不可欠。



Ⅱ. 地方公共団体の制度に関する 認識と事例

1. 地方公共団体における規律の差異

- ✓ 各地方公共団体においては、個人情報保護条例における個人情報の定義や制度の内容に差異が存在するほか、行政機関個人情報保護法等にはない規律が設けられている場合があり、**官－官・官－民の円滑な情報流通を阻害**。
- ✓ 個人情報保護法では、各区域の特性に応じた施策を策定・実施する責務について記載。しかしながら、現状の**不統一な規律のもと多様な主体の円滑な連携は困難**。
- ✓ 国の行政機関や独立行政法人等のみならず、地方公共団体における個人情報の取扱いについても法律で一元化し、**いわゆる「2000個問題」を早急に解決すべき**。

約2000個の規律（＋解釈）



2. 2000個問題の「問題」

- ✓ 地方公共団体同士や国との間で規律や解釈に差異が存在する／見込まれる際、企業の担当部門が地方公共団体に逐一相談し調整を試みることは、とりわけ過去実施例がなく成果が不確実な事業等において大きな負担。



- ✓ **企業は地方公共団体に相談する前に検討中止を決定。**
- ✓ 企業にとって、地方公共団体ごとの**規律や解釈に差異があること（＝「障壁となるおそれ」）自体が個人データ利活用の大きな障壁。**

例) 地方公共団体と連携したデータ活用事業を検討中



どの程度の市場規模を見込めるか見当をつけたいが、構想段階で**複数の市区町村に規律の解釈を確認することは相当の負担**。結果次第で事業を実施できないリスクも。



事業の不確実性がきわめて高いため、構想段階で**地方公共団体との連携を諦めざるを得ない**。



3. 個人データ利活用の妨げとなる事例

- ✓ 個人情報保護制度の差異が、企業による個人データ利活用の妨げとなる事例は複数存在。



事例 1

- ✓ A社では、国立大学附属病院の電子カルテのデータと、甲市・乙市が保有する健診データをデータベースに統合することを計画。
- ✓ 病院のデータについては委託を受けたA社が第三者提供に関する本人同意を取得。
- ✓ 甲市・乙市の条例では、市が本人の同意を得た場合に個人データの第三者提供が認められている。A社を通じた本人同意取得が認められるか、**両市の条例に対する解釈が異なればA社の対応は煩雑に。**
- ✓ 両市の解釈が明らかになったとしても、同様に解釈上の疑義が存在する自治体条例は多数。広域連携に際し**該当する全自治体に解釈の確認を行うことはA社にとって事実上不可能。**

3. 個人データ利活用の妨げとなる事例

事例2

- 
- ✓ B社では、全国各地の様々な大学と共同研究を行い、学術研究に関するデータベース作成を計画。
 - ✓ 私立大学との研究においては、個人情報保護法の義務規定が適用除外となりスムーズにデータ活用可能。
 - ✓ 一方、丙市・丁県の条例では、各々の**個人情報保護審議会が認めた場合のみ一部規定の適用を除外**することを規定。また、**両条例の適用除外の対象範囲は異なる**。
 - ✓ 丙市・丁県の条例が適用される大学との間では、**データを共同で取り扱うことが困難**。各大学の研究の足並が揃わなければ、私立大学との研究も進まず**データベースの作成自体が不可能**。

事例3

- 
- ✓ C社では、地域住民の特性に関する個人情報（年収等）を活用した、出店やマーケティングに関するソリューションサービス提供を検討。
 - ✓ 地方公共団体から非識別加工情報を取得し活用することが有効だが、**大半の地域では非識別加工情報に関する条例が未制定**。
 - ✓ 条例が存在する数少ない地域においても、**加工の程度や、情報利用に関する提案募集の時期が異なる**。
 - ✓ サービスに対するニーズは高く、出店増加や経済活性化につながるため地域にもメリットがあるが、現状では**サービスを開始することが不可能**。

Ⅲ. 中間整理に記載の〈主な論点〉 に対する意見

〈主な論点〉に対する意見

① 個人情報保護の水準、保護と活用のバランス、我が国全体の制度の整合性の確保等のため、どのような検討が必要か。

- ✓ 個人情報を円滑に取扱うためには、**地方公共団体を含め官民が同一の規律のもとにおかれることがきわめて重要。**
- ✓ 地方公共団体における**規律や解釈に差異が存在すること自体が、個人データ利活用に向けた大きな障壁。**
- ✓ **個人情報保護委員会が、地方公共団体を含む官民の個人情報保護法制を一元的に所管すべき。**

② 各地域における独自の保護・活用の要請に配慮するとともに、制度の安定性を確保するため、どのような制度が考えられるか。

- ✓ 企業が事業や共同研究を行ううえでは、**国内の個人情報保護制度が統一されていることが重要。**
- ✓ 医療や災害時対応において、広域的データ連携が円滑になることは**地方公共団体にとって有益。**
- ✓ **条例の「上乘せ、横出し」の必要性に関する立証が必要。**

Keidanren

Policy & Action